岡山大学附属図書館鹿田分館におけるノートパソコンの館内貸出に関する取扱要領

（平成２１年１１月　６日
鹿 田 分 館 長 裁 定）

（趣旨）
第１条　この要領は，岡山大学附属図書館利用内規第２１条に基づき，岡山大学附属図書館鹿田分館（以下鹿田分館という）におけるノートパソコンの館内貸出に関し，必要な事項を定める。
（利用目的）
第２条　貸出は，学習を目的として使用する場合にのみ利用することができる。
（利用者の範囲）
第３条　貸出を受ける利用者の範囲は次のいずれかに該当する者とする。
一　鹿田地区に在籍する学生（学部学生，大学院生，研究生等）
二　その他，分館長が必要と認めた者
（インターネットの利用）
第４条　ノートパソコンにおけるインターネットの利用は無線 LAN を使用し，総合情報基盤センターから付与された ID を有するものに限る。
２　利用にあたっては，総合情報基盤センターの「ネットワーク利用の心得」を遵守すること。
（利用できる場所）
第５条　利用できる場所は、鹿田分館１階および２階のみとする。
（貸出時間）
第６条　貸出時間は原則２時間以内とし，次に利用希望者がいない場合に限り，２時間を限度として利用を延長することができる。
（利用時間）
第７条　利用できる時間は，平日の午前９時から午後１７時までとする。
２　前項の規定にかかわらず，メンテナンスなどにより利用できない場合がある。
３　第１項の規定にかかわらず分館長が必要を認めたときは，臨時に利用時間を変更することがある。
（貸出内容）
第８条　貸出しの機器は，次の各号に掲げる機器とし，セットのみの貸出とする。
一　ノートパソコン本体
二　アダプタ・電源コード
三　マウス
四　キャリーバッグ
（貸出手続）

第９条　利用者が貸出を受けるには，学生証または身分証明証をカウンターに預け，所定の様式による申込書を提出しなければならない。

（利用上の注意）

第１０条　ノートパソコンの利用に関し，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　利用は申込本人のみとし、他者へのまた貸しはしないこと

二　機器を放置したまま席を立たないこと

三　機器の故障、破損、紛失、盗難等の事故発生時はすみやかに職員に届け出ること

四　機器設定の改変を行わないこと

五　ソフトの追加・変更・削除は行わないこと

六　ハードディスクへのデータの保存は行わないこと

七　機器の周辺で飲食をしないこと

八　その他機器の故障を招くような行為は行わないこと

（免責）

第１１条　鹿田分館はいかなる理由においても，利用者のデータ破損について，また貸出されたノートパソコン利用に伴うトラブルについて，責任は負わないこととする。

（罰則）

第１２条　この取扱要領に定める内容に反する利用者は，ノートパソコンの貸出，および鹿田分館の利用を停止することができる。

（弁償義務）

第１３条　利用者は，第８条に定める機器を故意または過失により，亡失または損傷した場合は，その損害を弁償しなければならない。

附　則

この要領は，平成２１年１１月６日から施行する。